

審問の傍聴を募ります。

みなさんの傍聴が
団結と力になります。

不当労働行為救済申立事件

愛知県労働委員会 令和4年（不）第4号不当労働行為救済申立事件

審 問 日 程 (令和7年)

審 問 日 程 (令和7年)					
第1回	7月24日(木)	第2回	8月19日(火)	第3回	8月20日(水)
	午後1時30分 オハラ樹脂工業分会 (申立人2名)		午後1時30分 ・JMITU愛知支部 ・オハラ樹脂工業株式会社		午後1時30分 オハラ樹脂工業株式会社 (被申立人2名)

※ 開催場所：愛知県労働委員会審問室（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 県庁西庁舎8階）

当労組オハラ樹脂工業分会は、2019年12月15日に結成して以来、早くも5年が経過しました。この間、会社の対応は結成通告日の2019年12月16日を除き、極めて不誠実な対応に及び、団交席上や書面で約束したことや、録音までも否定し続け、さらに2020年4月には、組合対策を主たる業務とする「業務Gr.」なる部署を設立し、組合敵視政策が明白となりました。

組合結成の大きな目標であった、昇給や一時金は「業績悪化」を理由に8年連続のゼロ回答が続き、その一方では、正当な組合活動に難癖をつけての不当な懲戒処分や不当労働行為が散発したことから、これらの救済を求めるべく、2022年3月7日に愛知県労働委員会に救済申し立てを行いました。当日の審問はみなさんの傍聴が大いなる力となりますので、是非ともご協力の程よろしくお願い致します。



JMITUオハラ樹脂工業分会

<http://www.roren.net/jmiu/ojk-union/index.html>



ホームページ
はこちらから



救済申立書は
こちらから